

## I 鑑定人の負担が大きい

### ○ 鑑定事項についての鑑定人と裁判所・当事者の協議

鑑定人にいきなり記録一式を送付  
鑑定事項の趣旨が不明



鑑定事項の内容や鑑定に必要な資料について、鑑定人を交えて協議

### ○ 鑑定人質問におけるテレビ会議システムの利用範囲の拡大

テレビ会議システムのある最寄りの裁判所に出頭が必要



テレビ会議システムのある勤務先（医療機関等）にいたままで可能

### ○ 鑑定書の提出期間の定め

提出期間が不明確



裁判長が、鑑定人の意見を聴いた上で、提出期間を決定

## II 鑑定人尋問で不適切な質問を受ける

### ○ 鑑定人に対する質問事項（補充鑑定事項）の事前送付

尋問前に尋問事項が知らされない



裁判所は、質問事項を定め、書面に記載した上、鑑定人に事前送付

### ○ 鑑定に対する質問の順序

一問一答方式のため自分の意見を思うように述べられない



先に鑑定人から包括的に口頭説明、次に裁判長、当事者の順で質問

### ○ 鑑定人に対する質問の内容

人格非難等の鑑定意見の内容・根拠に無関係な質問



質問は、鑑定意見の根拠の確認等のために行う旨の規定を設置